

(証券コード 9979)
平成27年11月11日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所 東京都大田区大森北一丁目1番10号)

株 式 会 社 大 庄

代表取締役社長 平 了 寿

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいます、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年11月26日（木曜日）午後5時50分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年11月27日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス
※ホテルの名称が前回開催時の「ホテル日航東京」から「ヒルトン東京お台場」に変更となっております。
[末尾に記載の「第44回定時株主総会会場案内図」]をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。]
3. 目的事項
報告事項
 - (1) 第44期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第44期（平成26年9月1日から平成27年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役4名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4. その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- (お願い) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.daisy.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の金融・経済政策や円安を背景として企業収益が改善し、雇用・所得環境も上向くなど、景気は緩やかな回復基調にありました。

しかしながら、円安による物価上昇や消費マインドの低迷等により個人消費の持ち直しには遅れが見られるとともに、海外での中国経済の減速や欧州経済の停滞による影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続きました。

外食業界におきましては、原材料価格の高騰や人手不足による人件費の高騰に加えて、業種・業態の垣根を越えた企業間競争が激化するなど、引き続き厳しい環境下にあります。

このような状況の中で、当社グループは、今後10年、20年先の外食市場を見据えた抜本的な経営戦略の刷新を行うべく、前期より取り組んでいる「業務構造改革」を着実に進め、収益改善を図ることを最重要経営課題と認識し、ゼロベースの発想で様々な施策に取り組みました。

具体的には、店舗オペレーション体制の再構築、新しい店舗組織体制の推進、新しい人事制度・賃金制度に基づく業務運営、MD（マーチャンダイジング）戦略の強化、新しい店舗業態の開発、新しい収益モデルの構築などを行いました。

一方、店舗展開におきましては、新規出店を5店舗、店舗改装（業態転換を含む）を18店舗、店舗閉鎖を26店舗で行いました。

これにより、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、前年同期末に比べ21店舗減少の578店舗となっております。店舗業態の内訳としては、庄や206店舗、日本海庄や109店舗、うたうんだ村68店舗、やるき茶屋54店舗、築地日本海20店舗、大庄水産20店舗、築地寿司岩18店舗、その他業態83店舗となっております。さらにフランチャイズ店の店舗数は192店舗となっております。

以上の結果、連結売上高は、前年同期に比べ3.2%減少の70,765百万円となりました。

一方、利益面につきましては、売上高の減少により売上総利益額は減少したものの、売上原価率の低下や販売管理費のコスト削減効果等により、営業利益は190百万円（前年同期は営業損失1,054百万円）、経常利益は181百万円（前年同期は経常損失1,147百万円）と黒字回復を図ることができました。

しかしながら、当社における繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、当該繰延税金資産の一部を取崩すこととし、法人税等調整額1,734百万円を計上したため、当期純損失は2,049百万円（前年同期は当期純損失1,607百万円）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

<飲食事業>

当社グループの既存店売上高については「業務構造改革」に取り組んだことにより、平成27年1月より前年実績を上回る状況が続き、年度累計では対前年比101.0%と増加しました。しかしながら、前期および当期に実施した店舗閉鎖による売上減少が大きく影響し、全体での売上高は前年同期に比べ4.3%減少の59,722百万円となりました。

<卸売事業>

グループ外部取引先への食材卸売が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.2%増加の4,261百万円となりました。

<不動産事業>

売上高は前年同期に比べ1.3%減少の1,048百万円となりました。

<フランチャイズ事業>

売上高は前年同期に比べ11.3%増加の397百万円となりました。

<その他事業>

物流子社が行うグループ外部取引先への配送業務が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ2.8%増加の5,336百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分		前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
		売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
			%		%		%
	庄 や	19,390	26.5	18,925	26.7	△465	△2.4
	日 本 海 庄 や	14,958	20.5	14,314	20.2	△644	△4.3
	や る き 茶 屋	5,659	7.7	5,113	7.2	△545	△9.6
	う た う ん だ 村	4,485	6.1	4,424	6.3	△60	△1.4
	築 地 日 本 海	3,491	4.8	3,205	4.5	△286	△8.2
	大 庄 水 産	2,878	3.9	3,078	4.4	199	6.9
	築 地 寿 司 岩	1,565	2.1	1,519	2.1	△46	△2.9
	そ の 他	9,947	13.7	9,141	13.0	△806	△8.1
飲	食 事 業 計	62,377	85.3	59,722	84.4	△2,655	△4.3

(単位：百万円)

事業セグメント区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減(△)	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
卸売事業計	4,128	5.6%	4,261	6.0%	132	3.2%
不動産事業計	1,061	1.5	1,048	1.5	△13	△1.3
フランチャイズ事業計	356	0.5	397	0.6	40	11.3
その他事業計	5,191	7.1	5,336	7.5	144	2.8
合計	73,116	100.0	70,765	100.0	△2,351	△3.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,330百万円で、新規出店や改装店等による有形固定資産取得投資額が1,251百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が79百万円であります。なお、当連結会計年度における新規出店の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店 舗 名	
1	平成26年 9月	日本海庄や	羽 村
2	平成26年 9月	大庄水産	岡崎駅前
3	平成27年 4月	MIYABI CAFE	浅草橋
4	平成27年 4月	庄や	さんすて倉敷
5	平成27年 6月	日本海庄や	大 森

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に要する資金は、自己資金および借入金により充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社が、前期より取り組んでいる「業務構造改革」については、将来に向けていかなる環境変化にも対応できる強固な経営基盤を構築することを目指しております。この改革をより実効あるものとするために、来期においてもさらなる改善を行うとともに、第2、第3段の経営改革にも取り組んでいきたいと考えております。

具体的に対処すべき課題としては、収益力の拡大、店舗改装の強化、店舗業態ポートフォリオの確立、MD戦略のさらなる強化、新しい事業分野への進出、仕入調達力の強化、経営管理システムの革新、生産性指標の向上などに取り組む、これらの点を重視して実施することにより、収益体制をさらに強固なものにしていきたいと考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第41期 (平成24年8月期)	第42期 (平成25年8月期)	第43期 (平成26年8月期)	第44期 (平成27年8月期)
売上高(百万円)	78,014	77,680	73,116	70,765
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	2,059	1,279	△1,147	181
当期純利益または 当期純損失(△)(百万円)	884	163	△1,607	△2,049
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	43円29銭	7円88銭	△77円70銭	△99円6銭
総資産(百万円)	50,547	48,401	45,188	42,719
純資産(百万円)	26,397	26,310	24,446	22,053
1株当たり純資産	1,269円60銭	1,264円88銭	1,174円43銭	1,058円41銭

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 業 務 内 容
	百万円	%	
株式会社 ディ・エス物流	99	100.0	貨物自動車運送業および酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物、水産加工品販売
株式会社 アサヒビジネスプロデュース	60	75.0	不動産事業および煙草・飲料等の販売
株式会社 ア ル ス	80	63.0	病院、事業用給食施設の運営
新潟県佐渡海洋深層水株式会社	96	100.0	飲料水等の製造・販売

(7) 主要な事業内容（平成27年8月31日現在）

当社の企業集団は、当社および連結子会社5社ならびに関連会社1社で構成され、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する食材の卸売事業、不動産事業、フランチャイズ事業、運送およびその他サービス事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

- ① 飲 食 事 業 : 飲食店舗チェーンの展開、病院・事業用給食施設の運営
- ② 卸 売 事 業 : 生鮮食材等の卸売、フランチャイズ店への食材卸
- ③ 不 動 産 事 業 : 不動産の賃貸・管理
- ④ フランチャイズ事業 : フランチャイズ店への経営指導等
- ⑤ そ の 他 事 業 : 食材等の運送、飲料水等の製造・販売

(8) 主要拠点等（平成27年8月31日現在）

- ① 当社の主要な事業所および工場の状況

当 社 本 社	東京都大田区大森北一丁目1番10号
当 社 中 部 営 業 所	愛知県名古屋市中区駈上二丁目5番30号
当 社 物 流 セ ン タ ー	東京都品川区東品川一丁目32番15号
当 社 名 古 屋 物 流 セ ン タ ー	愛知県名古屋市中区熱田区千代田町11番24号

- ② 子会社の事業所および工場

株式会社ディ・エス物流本社	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
米川水産株式会社本社および工場	東京都中央区勝どき四丁目5番12号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番7号
株式会社アルス本社	東京都大田区蒲田三丁目23番8号
新潟県佐渡海洋深層水株式会社本社および工場	新潟県佐渡市多田960番地

③ グループ店舗
 ・直営店……………578店舗 ・フランチャイズ店……………192店舗

都 道 府 県	直 営 店	フランチャイズ店	合 計
	店	店	店
東 京 都	218	49	267
神 奈 川 県	34	89	123
千 葉 県	100	7	107
愛 知 県	61	9	70
静 岡 県	20	4	24
茨 城 県	22	0	22
栃 木 県	11	4	15
長 野 県	0	14	14
群 馬 県	6	6	12
新 潟 県	9	3	12
福 島 県	10	0	10
三 重 県	8	1	9
山 梨 県	6	0	6
山 岡 県	2	4	6
富 山 県	5	0	5
福 井 県	5	0	5
長 崎 県	5	0	5
北 海 道	4	0	4
青 森 県	4	0	4
宮 城 県	4	0	4
石 川 県	4	0	4
大 阪 府	4	0	4
山 梨 県	4	0	4
岐 阜 県	3	1	4
岩 手 県	3	0	3
兵 庫 県	3	0	3
山 形 県	2	0	2
滋 賀 県	2	0	2
京 都 府	2	0	2
島 根 県	2	0	2
広 島 県	2	0	2
山 口 県	2	0	2
秋 田 県	1	1	2
奈 良 県	1	0	1
山 歌 県	1	0	1
和 歌 山 県	1	0	1
鳥 取 県	1	0	1
香 川 県	1	0	1
愛 媛 県	1	0	1
高 知 県	1	0	1
佐 賀 県	1	0	1
熊 本 県	1	0	1
鹿 児 島 県	1	0	1
合 計	578	192	770

(9) 使用人の状況（平成27年8月31日現在）

区 分	人 数	前期末比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
飲 食 事 業	2,685	△175	41.8	7.7
卸 売 事 業	142	1	44.5	8.3
不 動 産 事 業	25	3	40.3	7.4
フ ラ ン チ ャ イ ズ 事 業	8	△1	55.4	19.3
そ の 他 事 業	547	113	40.0	5.1
合 計 ま た は 平 均	3,407	△59	41.7	7.4

(注) 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数3,679人（1日8時間換算）は含んでおりません。

関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先および借入額（平成27年8月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,934
株 式 会 社 横 浜 銀 行	1,348
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,253
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	425
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	234
株 式 会 社 千 葉 銀 行	193
株 式 会 社 り そ な 銀 行	140
株 式 会 社 常 陽 銀 行	140
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	56
愛 知 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	45
株 式 会 社 伊 予 銀 行	20

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,198,962株
 (自己株式 513,355株を含む)
 (3) 株主数 28,490名
 (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社宇宙	5,896	28.5
アサヒビール株式会社	1,996	9.7
麒麟麦酒株式会社	1,000	4.8
サッポロビール株式会社	700	3.4
平辰	625	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	605	2.9
大庄従業員持株会	537	2.6
株式会社三菱東京UFJ銀行	420	2.0
株式会社三井住友銀行	346	1.7
サントリー酒類株式会社	343	1.7

(注) 上記大株主には、自己株式（513,355株）は含まれておりません。
 また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成27年8月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年8月31日現在）

(1) 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 了 寿	経 営 全 般	(株)宇宙 代表取締役社長 米川水産(株) 常務取締役
取締役相談役	平 辰	経 営 全 般	米川水産(株) 代表取締役会長 (株)ディ・エス物流 代表取締役会長 (株)アルス 代表取締役会長 新潟県佐渡海洋深層水(株) 代表取締役会長 協同組合庄や和食グループ 理事長 (株) 宇 宙 取 締 役
専務取締役	石 村 公 一	物流統括本部長 兼商品本部長 兼物流営業本部長	
専務取締役	水 野 正 嗣	管理統括本部長 兼管理本部長 兼事業本部長	新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株) アル ス 監 査 役
専務取締役	寺 田 徹 郎	営業統括本部長 兼営業本部長	
常務取締役	林 田 泰 徳	営業本部副本部長 兼東京第一支部長	
取 締 役	平 山 等	人事本部長	
取 締 役	青 柳 英 一	総務本部長 兼社長室長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 米川水産(株) 監査役
取 締 役	木目田 裕		西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー） 楽天証券株式会社 社外取締役 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
常勤監査役	佐々木 芳 広		(株)ディ・エス物流 監査役 新潟県佐渡海洋深層水(株) 監査役
監 査 役	丸 山 紘 史		(株) アル ス 監 査 役
監 査 役	長 岡 勝 美		長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	松 田 繁		松田公認会計士事務所 代表 小津産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役木目田裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち長岡勝美氏および松田繁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役長岡勝美氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役松田繁氏は、公認会計士および税理士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外取締役木目田裕氏および社外監査役長岡勝美氏、松田繁氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
6. 社外取締役木目田裕氏および社外監査役長岡勝美氏、松田繁氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
7. 監査役中條高德氏は、平成26年12月24日逝去し、同日付けで退任いたしました。なお、退任時は㈱アサヒビジネスプロデュースの社外監査役を兼職しておりました。
8. 取締役新井哲氏は、平成27年8月5日をもって辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	271百万円 (5百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	24百万円 (7百万円)
合 計 (うち社外役員)	15名 (4名)	295百万円 (12百万円)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務役員の使用人給与と相当額6百万円を支払っております。
2. 株主総会の決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)
3. 株主総会の決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。(平成3年11月27日 定時株主総会決議)
4. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

(3) その他会社役員に関する重要な事項

平成27年9月1日付で以下のとおり担当および重要な兼職の状況の変更を行いました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
専務取締役	石 村 公 一	商 品 本 部 長 兼外販営業開発部長	
専務取締役	水 野 正 嗣	管 理 本 部 長	新潟県佐渡海洋深層水(株) 取締役 (株)アルス 監査役
専務取締役	寺 田 徹 郎	営 業 本 部 長	
常務取締役	林 田 泰 徳	管理本部副本部長 兼法人営業推進室長	
取 締 役	平 山 等		米 川 水 産 (株) 顧 問
取 締 役	青 柳 英 一	人事・総務本部長 兼戦略事業部長 兼社長室長	(株)アサヒビジネスプロデュース 取締役 米 川 水 産 (株) 監 査 役

(4) 社外役員の状況

- ① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（平成27年8月31日現在）

区 分	氏 名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取 締 役	木 目 田 裕	西村あさひ法律事務所 弁護士（パートナー） 楽天証券株式会社 社外取締役 株式会社アドバンスクリエイト 社外取締役
監 査 役	長 岡 勝 美	長岡税務会計事務所 所長
監 査 役	松 田 繁	松田公認会計士事務所 代表 小津産業株式会社 社外監査役

(注) 上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	木目田 裕	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。
監 査 役	中 條 高 徳	退任までの当事業年度開催の取締役会においては、6回中4回に出席し、監査役会においては6回中4回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	長 岡 勝 美	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては15回中15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。
監 査 役	松 田 繁	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては15回中15回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的知見から、取締役会ならびに監査役会で適宜質問をし、必要な発言を行っております。

(注) 監査役中條高德氏は、平成26年12月24日逝去により退任いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 名称 新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 33百万円
- (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円
- (4) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項以外の業務であるアドバイザー業務についての対価を支払っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております（平成27年8月12日開催の取締役会において一部改定を決議）。

その内容は、以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
 - ② 取締役会については、「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。

- ③ 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」および「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- ③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役および従業員全員が共有し対応する。
- イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
- ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
- ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
- ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
- ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク
- ヘ. 自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク
- ト. その他の経営に重大な影響を被るリスク
- ② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役および従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図る。
- ③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予

防策策定および顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。

- ④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催および重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
 - ② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
 - ③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
 - ② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
 - ③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
 - ④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを折り込み実施する。また、その結果を取締役ならびに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
 - ⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関および内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。
- (6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社および子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。

- ② 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決済基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
- ③ 子会社の取締役および役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、当社の子会社担当部署である「関連事業室」および子会社担当取締役が、その都度報告を受ける体制とする。
- ④ 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。
- ⑤ 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容および損失の程度について直ちに当社代表取締役社長および担当取締役に報告し、当社および子会社は、「リスク管理規程」および「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。
- ⑥ 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
- ⑦ 子会社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
- ⑧ 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。
- ⑨ 当社の「コンプライアンス規程」および「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
- ⑩ 当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令および定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
- ⑪ 当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役および幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。

- ⑫ 子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外の弁護士）および当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項
- ① 監査役職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
- ② 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。
- (8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 子会社の取締役・監査役および使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役および使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役および使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
- ② 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
- ③ 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。
- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社監査役への報告を行った当社および子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。

- ② 当社および子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利益な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。
- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の取締役および使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務ならびに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款および「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
- ② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見および情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
当社および子会社は、当社の「コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。
- (13) 業務の適正を確保するための運用状況の概要
- ① 取締役会の職務執行
当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。「取締役会規程」ならびに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認および対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております

(当事業年度では14回開催)。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

② 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております(当事業年度では15回開催)。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や月次経営会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。

③ コンプライアンス体制

当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております(当事業年度では4回開催)。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的ならびに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関および内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております(当事業年度では4回開催)。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的を実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況および業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております(当事業年度では12回開催)。また、当社が定める「関係会社管理規程」および「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申

請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決議を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

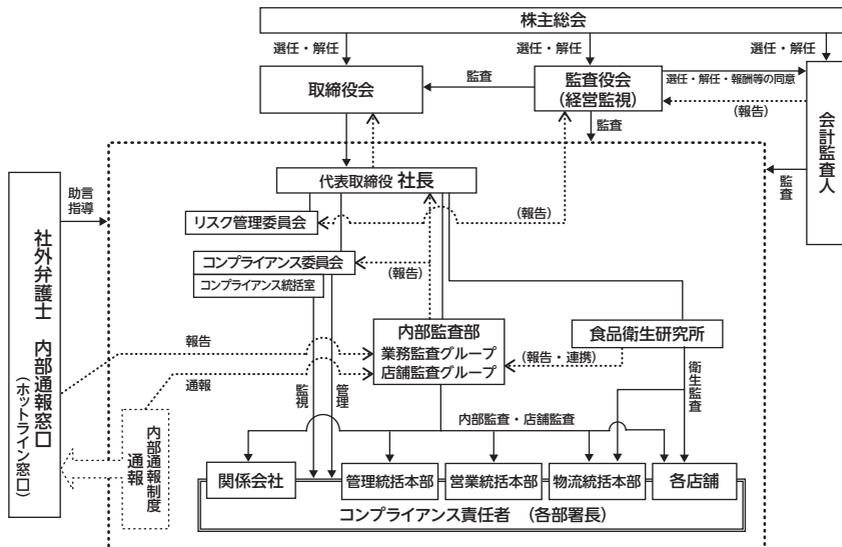
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、および関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査役および会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動が出来るように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

<コーポレートガバナンス図>



7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上ならびに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたくと考えております。

当期の業績は厳しい結果とはなりましたが、当期末までの剰余金の状況等も踏まえ、基本方針に基づき安定配当を継続したいと考えております。

従いまして、当期末の配当金につきましては、前期末と同額の1株当たり8円とさせていただきます、通期では前期と同額の年間14円となります。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	15,264	流動負債	11,254
現金及び預金	11,390	買掛金	2,242
売掛金	2,278	短期借入金	1,895
商品及び製品	465	1年以内返済予定長期借入金	2,167
原材料及び貯蔵品	175	1年以内償還予定社債	200
前払費用	681	リース債務	339
繰延税金資産	317	未払金	2,659
その他	141	未払法人税等	362
貸倒引当金	△185	未払消費税等	705
		賞与引当金	94
		株主優待引当金	113
		店舗閉鎖損失引当金	47
		資産除去債務	4
		その他	421
固定資産	27,455	固定負債	9,411
有形固定資産	15,609	社債	150
建物及び構築物	5,655	長期借入金	5,029
機械装置及び運搬具	425	リース債務	314
工具・器具及び備品	692	退職給付に係る負債	1,616
土地	8,219	役員退職慰労引当金	642
リース資産	601	受入保証金	542
建設仮勘定	14	資産除去債務	1,057
無形固定資産	1,092	繰延税金負債	57
借地権	913	その他	0
リース資産	8	負債合計	20,665
その他	171	純資産の部	
投資その他の資産	10,752	株主資本	22,177
投資有価証券	296	資本金	8,626
長期貸付金	116	資本剰余金	9,908
差入保証金	6,277	利益剰余金	4,245
敷金	3,921	自己株式	△602
繰延税金資産	42	その他の包括利益累計額	△285
その他	365	その他有価証券評価差額金	151
貸倒引当金	△266	土地再評価差額金	△436
資産合計	42,719	少数株主持分	161
		純資産合計	22,053
		負債及び純資産合計	42,719

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		70,765
売上原価		26,243
売上総利益		44,521
販売費及び一般管理費		44,331
営業利益		190
営業外収益		
受取利息及び配当金	4	
受取保険金	30	
その他の	61	96
営業外費用		
支払利息	64	
その他の	41	105
経常利益		181
特別利益		
固定資産売却益	206	
受取補償金	170	376
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	129	
減損損失	364	
店舗関係整理損	53	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	12	562
税金等調整前当期純損失		4
法人税、住民税及び事業税		302
法人税等調整額		1,734
少数株主損益調整前当期純損失		2,041
少数株主利益		7
当期純損失		2,049

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年9月1日残高	8,626	9,908	6,680	△602	24,612
会計方針の変更による 累積的影響額			△96		△96
会計方針の変更を反映した当期期首残高	8,626	9,908	6,584	△602	24,516
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△289		△289
当 期 純 損 失			△2,049		△2,049
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△2,338	△0	△2,338
平成27年8月31日残高	8,626	9,908	4,245	△602	22,177

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累計額合計		
平成26年9月1日残高	116	△436	△320	154	24,446
会計方針の変更による 累積的影響額					△96
会計方針の変更を反映した当期期首残高	116	△436	△320	154	24,350
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△289
当 期 純 損 失					△2,049
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	35		35	7	42
連結会計年度中の変動額合計	35	-	35	7	△2,296
平成27年8月31日残高	151	△436	△285	161	22,053

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数…………… 5 社

米川水産(株)

(株)ディ・エス物流

(株)アサヒビジネスプロデュース

(株)アルス

新潟県佐渡海洋深層水(株)

(2) 非連結子会社の名称等……………該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 …………… 1 社

(2) 持分法を適用した関連会社の名称 …………… (株)エム・アイ・プランニング

(3) 持分法を適用しない非連結子会社 …………… 該当事項はありません。

および関連会社の名称等

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時
価法（評価差額は全部純資産直入法
により処理し、売却原価は移動平均
法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ
の方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理方法は税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が143百万円増加し、利益剰余金が96百万円減少しております。なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	114百万円
機械装置及び運搬具	30百万円
土地	2,043百万円
合計	2,188百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,560百万円
1年以内返済予定長期借入金	3百万円
長期借入金	23百万円
合計	1,587百万円

(3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額……………30,378百万円

3. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △90百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式……………21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成26年11月27日 定時株主総会	普通株式	165	8.00	平成26年8月31日	平成26年11月28日
平成27年4月14日 取締役会	普通株式	124	6.00	平成27年2月28日	平成27年5月21日
計		289			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

平成27年11月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額…………… 165百万円
- ② 1株当たり配当額…………… 8円
- ③ 基準日…………… 平成27年8月31日
- ④ 効力発生日…………… 平成27年11月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

差入保証金および敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金および敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金および未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらの支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年8月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11,390	11,390	-
(2) 売掛金	2,278	2,278	-
(3) 投資有価証券	296	296	-
(4) 差入保証金	6,277	6,200	△76
(5) 敷金	3,921	3,848	△73
資産計	24,163	24,014	△149
(1) 買掛金	2,242	2,242	-
(2) 短期借入金	1,895	1,895	-
(3) 未払金	2,659	2,659	-
(4) 社債	350	348	△1
(5) 長期借入金	7,197	7,213	15
負債計	14,344	14,359	14

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(4)差入保証金、(5)敷金

これらの時価については、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債、(5)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、[(3)投資有価証券]には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,058円41銭
2. 1株当たり当期純損失	99円6銭

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産	
繰越欠損金	160百万円
貸倒引当金	58百万円
前受収益	33百万円
賞与引当金	33百万円
未払事業税	33百万円
未払事業所税	25百万円
店舗閉鎖損失引当金	15百万円
その他	32百万円
繰延税金資産小計	393百万円
評価性引当額	△75百万円
繰延税金資産合計	317百万円

繰延税金負債

債権債務の相殺消去に係る貸倒引当金の減額修正	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	317百万円

(固定資産)

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,083百万円
退職給付に係る負債	502百万円
資産除去債務	342百万円
減損損失（非償却資産）	321百万円
減価償却超過額	211百万円
役員退職慰労引当金	208百万円

土地再評価差額金	140百万円
貸倒引当金	84百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	2,900百万円
評価性引当額	△2,753百万円
繰延税金資産合計	146百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	△89百万円
その他有価証券評価差額金	△72百万円
繰延税金負債合計	△161百万円
繰延税金負債の純額	△15百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)および「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に平成28年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、17百万円減少し、法人税等調整額が24百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円それぞれ増加しております。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	34百万円
減価償却累計額相当額	31百万円
減損損失累計額相当額	3百万円
期末残高相当額	－百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- ② 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	4百万円
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円
減価償却費相当額	3百万円
減損損失	-百万円

- ③ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	366百万円
1年超	891百万円
合 計	1,257百万円

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

株式会社 大 庄

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社大庄の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、ほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年10月21日

株式会社 大庄 監査役会

常勤監査役	佐々木 芳 広	Ⓔ
社外監査役	長 岡 勝 美	Ⓔ
監査役	丸 山 紘 史	Ⓔ
社外監査役	松 田 繁	Ⓔ

以 上

貸借対照表

(平成27年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,604	流動負債	9,513
現金及び預金	10,023	買掛金	1,875
売掛金	1,205	短期借入金	1,200
商品及び製品	331	1年以内返済予定借入金	2,134
原材料及び貯蔵品	155	1年以内償還予定社債	200
前払費用	654	リース債	338
繰延税金資産	270	未払金	2,362
その他の貸倒引当金	△167	未払法人税等	279
		未払消費税等	587
		株主優待引当金	113
		店舗閉鎖損失引当金	47
		資産除去債務	4
		その他の負債	369
固定資産	27,251	固定負債	8,905
有形固定資産	14,423	社債	150
建物	5,379	長期借入金	4,985
機械及び装置	391	リース債	305
工具・器具及び備品	692	退職給付引当金	1,419
土地	7,318	役員退職慰労引当金	587
リース資産	599	受入保証金	388
建設仮勘定	13	資産除去債務	1,015
その他の負債	28	繰延税金負債	52
		その他の負債	0
無形固定資産	1,077	負債合計	18,419
借地権	913	純資産の部	
その他の負債	164	株主資本	21,721
投資その他の資産	11,750	資本剰余金	8,626
投資有価証券	296	資本準備金	9,908
関係会社株式	1,418	資本剰余金	9,908
長期貸付金	115	利益剰余金	3,787
差入保証金	5,935	利益準備金	176
敷金の他	3,902	その他利益剰余金	3,611
その他の貸倒引当金	△262	別途積立金	5,609
		繰越利益剰余金	△1,998
		自己株式	△601
		評価・換算差額等	△285
		その他有価証券評価差額金	151
		土地再評価差額金	△436
資産合計	39,855	純資産合計	21,436
		負債及び純資産合計	39,855

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		61,221
売上原価		18,118
売上総利益		43,102
販売費及び一般管理費		43,070
営業利益		32
営業外収益		
受取利息及び配当金	7	
受取保険金	30	
その他の	49	88
営業外費用		
支払利息	56	
その他の	39	96
経常利益		24
特別利益		
固定資産売却益	205	
受取補償金	170	375
特別損失		
固定資産売却損	2	
固定資産除却損	129	
子会社株式評価損	42	
減損損失	364	
店舗関係整理損	53	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	12	605
税引前当期純損失		205
法人税、住民税及び事業税		202
法人税等調整額		1,732
当期純損失		2,140

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年9月1日から
平成27年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成26年9月1日残高	8,626	9,908	9,908
会計方針の変更による 累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期期首残高	8,626	9,908	9,908
事業年度中の変動額			
別途積立金の取崩			
剰余金の配当			
当期純損失			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	-	-	-
平成27年8月31日残高	8,626	9,908	9,908

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利益準備金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年9月1日残高	176	7,609	△1,483	6,303	△601	24,236
会計方針の変更による 累積的影響額			△85	△85		△85
会計方針の変更を反映した当期期首残高	176	7,609	△1,568	6,217	△601	24,151
事業年度中の変動額						
別途積立金の取崩		△2,000	2,000	-		-
剰余金の配当			△289	△289		△289
当期純損失			△2,140	△2,140		△2,140
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△2,000	△429	△2,429	△0	△2,430
平成27年8月31日残高	176	5,609	△1,998	3,787	△601	21,721

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成26年9月1日残高	116	△436	△320	23,916
会計方針の変更による 累積的影響額				△85
会計方針の変更を反映した当期期首残高	116	△436	△320	23,830
事業年度中の変動額				
別途積立金の取崩				-
剰余金の配当				△289
当期純損失				△2,140
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	35		35	35
事業年度中の変動額合計	35	-	35	△2,394
平成27年8月31日残高	151	△436	△285	21,436

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法に
より処理し、売却原価は移動平均法
により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 評価方法

商 品

冷 凍 食 品……………総平均法

冷凍食品以外の商品……………最終仕入原価法

製品および仕掛品……………総平均法

原材料および貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

物流センターおよび食品工場の資産……………定額法

物流センターおよび食品工場以外の資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～60年

工具・器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年8月31日以前の所有権移転外ファイナ

ンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異および過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税および地方消費税の処理方法は税抜方式により処理しております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度の期首より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務お

よび勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が132百万円増加し、利益剰余金が85百万円減少しております。なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土地	1,349百万円
計	1,349百万円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	1,200百万円
計	1,200百万円

(3) 佐渡水産物地方卸売市場に対する買付保証として定期預金5百万円に質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 29,839百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	4百万円
関係会社に対する短期金銭債務	346百万円
関係会社に対する長期金銭債務	76百万円

4. 取締役に対する金銭債権 63百万円

5. 土地再評価法

旧(株)榮太郎(平成15年3月10日合併)が所有していた土地については、「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める地方税法第941条第10号の土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 △90百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

(イ)売 上 高	152百万円
(ロ)仕 入 高 等	3,659百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普 通 株 式	513,227株	128株	—	513,355株
合 計	513,227株	128株	—	513,355株

(変動事由の概要)

自己株式の増加128株は、単元未満株式の買取による増加128株であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	160百万円
貸倒引当金	53百万円
前受収益	33百万円
未払事業税	26百万円
未払事業所税	24百万円
棚卸資産	18百万円
店舗閉鎖損失引当金	15百万円
その他	10百万円
繰延税金資産小計	343百万円
評価性引当額	△72百万円
繰延税金資産合計	270百万円
繰延税金資産の純額	270百万円

(固定資産)

繰延税金資産

繰越欠損金	1,012百万円
退職給付引当金	459百万円
資産除去債務	327百万円
減損損失（非償却資産）	309百万円
減価償却超過額	208百万円
役員退職慰労引当金	189百万円
土地再評価差額金	140百万円
関係会社株式評価損	131百万円
貸倒引当金	82百万円
その他	4百万円
繰延税金資産小計	2,865百万円
評価性引当額	△2,762百万円
繰延税金資産合計	103百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△83百万円
その他有価証券評価差額金	△72百万円
繰延税金負債合計	△155百万円
繰延税金負債の純額	△52百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.64%から平成27年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成28年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.26%となります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、13百万円減少し、法人税等調整額が20百万円、その他有価証券評価差額金が7百万円それぞれ増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

取得価額相当額	34百万円
減価償却累計額相当額	31百万円
減損損失累計額相当額	3百万円
期末残高相当額	－百万円

取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料
期末残高の割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額および減損損失

支払リース料	4百万円
リース資産減損勘定の取崩額	0百万円
減価償却費相当額	3百万円
減損損失	－百万円

- (3) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年以内	3百万円
1年超	1百万円
合計	4百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

- (1) 親会社および法人主要株主等
該当取引はありません。
- (2) 子会社および関連会社等
該当取引はありません。
- (3) 兄弟会社等
該当取引はありません。
- (4) 役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末高 (百万円)
役員および個人主要株主	平辰	-	-	当社取締役相談役	(被所有) 直接 3.0	店舗の賃借	第一ビル賃借	60	差入保証金	63
役員およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ダイタン商事	東京都千代田区	74	不動産の管理、賃貸	-	事務所の賃借	大森シティビル賃借	79	敷金	43
							大森シティビル電気	11		
	(株)エム・アイ・プランニング	東京都葛飾区	10	飲料類の販売	当社所有 直接 20.0	飲料類の購入	商品仕入	643	買掛金	53

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1 第一ビルおよび大森シティビルの賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。
- 2 (株)ダイタン商事は当社取締役相談役平辰が議決権の100%を直接所有しております。
- 3 (株)エム・アイ・プランニングは当社取締役相談役平辰の近親者が議決権の60%を直接所有しております。
- 4 商品の仕入価格については、市場価格を勘案した一般的取引条件と同様に決定しております。
- 5 上記取引金額には、消費税は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額…………… 1,036円28銭
2. 1株当たり当期純損失…………… 103円47銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年10月19日

株式会社 大 庄

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日 高 真理子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 達 郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大庄の平成26年9月1日から平成27年8月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第44期は繰越利益剰余金がマイナスとなりましたが、株主の皆様へ安定配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	2,500,000,000円
-------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	2,500,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当事業年度の業績は、事業報告に記載のとおり厳しい結果となりましたが、期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

 当社普通株式1株につき金8円 総額165,484,856円

 なお、これにより、中間配当金（1株につき6円）を含めました当期の年間配当金は1株につき14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

 平成27年11月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役9名のうち、水野 正嗣氏を除く8名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	平 了 寿 (昭和41年1月17日生)	平成3年4月 サントリー(株) (現サントリーホールディングス(株)) 入社 平成6年11月 当社入社 平成9年9月 当社新業態店舗推進部長 平成12年11月 当社取締役新業態第一店舗部長 平成13年11月 当社取締役第三支社長 平成19年3月 当社取締役第二支社長 平成21年10月 当社取締役管理本部副本部長 平成22年6月 (株)宇宙代表取締役社長 (現任) 平成22年9月 当社常務取締役営業推進本部長兼管理本部副本部長 平成22年10月 米川水産(株)常務取締役 平成23年8月 当社常務取締役営業戦略本部長 平成24年11月 当社取締役副社長営業統括本部長兼営業戦略本部長 平成26年9月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長兼営業戦略本部長 平成26年11月 当社代表取締役社長兼営業戦略本部長 (現任) 平成27年10月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長 (現任) 米川水産(株)取締役副会長 (現任)	66,960株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	たいら たつ 平 辰 (昭和15年1月4日生)	昭和35年10月 (株)日立製作所入社 昭和39年11月 (株)イーワン入社 昭和43年4月 和食「朱鷺」を開店 昭和46年11月 (株)朱鷺（平成元年9月、(株)大庄に商号変更）設立、代表取締役社長 昭和56年4月 協同組合庄や和食グループ理事長（現任） 昭和61年5月 (有)宇宙（平成22年6月、(株)宇宙に商号変更）代表取締役（現取締役） 平成2年5月 (有)大運（平成16年5月、(株)ディ・エス物流に商号変更）設立、代表取締役社長 平成9年10月 米川水産(株)代表取締役社長（現会長） 平成11年6月 (株)エーエルエス（平成11年12月、(株)アルスに商号変更）代表取締役会長（現任） 平成12年10月 (株)イズ・プランニング（平成23年9月、(株)大庄と合併）代表取締役会長 平成20年1月 新潟県佐渡海洋深層水(株)代表取締役社長（現会長） 平成20年4月 (株)ディ・エス物流代表取締役会長 平成20年12月 (株)壽司岩（平成23年9月、(株)大庄と合併）代表取締役社長 平成23年8月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 平成24年11月 当社代表取締役社長 平成26年9月 当社取締役 平成26年11月 当社取締役相談役（現任） 平成27年10月 (株)ミッドワーク代表取締役会長（現任）	625,544株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	いしむら こういち 石 村 公 一 (昭和30年11月18日生)	昭和53年4月 (有)大庄入社 昭和60年1月 同社三多摩地区営業部長 平成元 年9月 合併に伴い、当社営業本部長 平成3 年11月 当社取締役営業本部長 平成8 年9月 当社取締役店舗本部長 平成8 年11月 当社常務取締役店舗本部長 平成11年9月 当社常務取締役店舗本部長兼新業態 第二店舗部長 平成12年11月 当社専務取締役店舗本部長兼新業態 第二店舗部長 平成13年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第五店 舗部長 平成14年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第四店 舗部長 平成19年3月 当社専務取締役店舗本部長兼第四支 社長 平成21年9月 当社専務取締役店舗本部長兼第二及 び第四支社長 平成22年11月 当社専務取締役店舗本部長兼第二及 び第四支社長兼物流統括本部長兼物 流営業本部長 平成23年8月 当社専務取締役物流統括本部長兼物 流営業本部長 平成23年11月 当社専務取締役物流統括本部長兼商 品本部長兼物流営業本部長 平成27年9月 当社専務取締役商品本部長兼外販営 業開発部長 (現任) 平成27年10月 新潟県佐渡海洋深層水(株)取締役 (現任) (株)アルス取締役 (現任)	53,934株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">はやしだ やすのり 林田 泰徳 (昭和33年9月5日生)</p>	<p>昭和52年4月 (株)恵通商事入社 昭和58年1月 当社入社 平成元年4月 当社関東南営業部長 平成9年11月 当社取締役関東南支社長 平成11年9月 当社取締役営業推進本部長兼関東南支社長 平成13年11月 当社取締役第一支社長 平成19年11月 当社常務取締役第一支社長 平成23年8月 当社常務取締役第一支社長兼第二支部長 平成24年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼西日本支社長兼第二支部長 平成26年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼東京第一支部長 平成27年9月 当社常務取締役管理本部副本部長兼法人営業推進室長 平成27年11月 当社常務取締役営業本部副本部長兼法人営業推進室長(現任)</p>	50,268株
5	<p style="text-align: center;">あおやぎ えいち 青柳 英一 (昭和29年10月24日生)</p>	<p>昭和53年4月 (株)東海銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 平成15年1月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 津島支店長兼法人営業部長 平成17年1月 (株)三菱東京UFJ銀行半田支社長 平成18年10月 同行内部監査部 上席調査役 平成20年3月 同行出向、当社総務部長 平成20年9月 当社総務部長 平成21年3月 当社総務部長兼営業推進部長 平成21年10月 米川水産(株)監査役 平成22年9月 当社執行役員総務部長兼営業推進部長 平成23年9月 当社執行役員総務部長 平成25年10月 (株)アサヒビジネスプロデュース取締役(現任) 平成25年11月 当社取締役総務部長 平成26年9月 当社取締役総務部長兼社長室長 平成26年11月 当社取締役総務本部長兼総務部長兼社長室長 平成27年5月 当社取締役総務本部長兼社長室長 平成27年9月 当社取締役人事・総務本部長兼戦略事業部長兼社長室長(現任) 平成27年10月 (株)ディ・エス物流取締役(現任)</p>	1,300株

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
6	※三浦 一郎 (昭和26年1月31日生)	昭和49年4月 住友商事(株)入社 平成10年7月 同社人事グループ人事第一部長 平成14年4月 同社理事人事総務グループ人事部長 人事厚生部長 平成14年7月 同社理事人材・情報グループ人事部長 平成16年4月 同社執行役員人材・情報グループ長 平成19年4月 同社常務執行役員人材・情報グループ長 平成20年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌コーポレート・コーディネーショングループ分掌補佐 平成21年4月 同社常務執行役員内部監査部分掌 平成22年4月 同社顧問 平成22年6月 同社監査役	0株
7	※平尾 覚 (昭和48年7月4日生)	平成10年4月 検事任官(東京地方検察庁検事) 平成20年4月 福岡地方検察庁久留米支部長 平成22年4月 東京地方検察庁特別捜査部検事 平成23年4月 検事退官 弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村あさひ法律事務所入所(現任) 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員教授 平成25年9月 平成26年7月 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※は新任取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
(1) 三浦 一郎氏および平尾 覚氏は社外取締役候補者であります。
なお、三浦 一郎氏および平尾 覚氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員の候補者であります。
(2) 社外取締役候補者とした理由
① 三浦 一郎氏は、住友商事(株)における経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
② 平尾 覚氏は、検事経験を経て、西村あさひ法律事務所でも活躍されており、その専門的な知識・経験等を当社の経営にいかしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外取締役候補者である三浦 一朗氏および平尾 覚氏の選任が承認された場合には、三浦 一朗氏および平尾 覚氏と当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役4名のうち、長岡 勝美氏を除く3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	ささき よしひろ 佐々木 芳 広 (昭和29年8月23日生)	昭和52年4月 山水電気(株)入社 平成7年1月 当社入社 財務課長 平成9年6月 当社経理部長 平成10年12月 当社執行役員経理部長 平成12年2月 (有)大運(平成16年5月、(株)ディ・エス物流に商号変更) 監査役 平成13年11月 当社執行役員社長室長 平成16年10月 新潟県佐渡海洋深層水(株)監査役 (現任) 平成23年11月 当社監査役(現任)	2,100株
2	てらさか ふみあき ※寺 坂 史 明 (昭和24年4月12日生)	昭和47年4月 サッポロビール(株)入社 平成16年3月 同社執行役員九州本部長 平成16年9月 同社取締役常務マーケティング本部長 平成17年3月 同社取締役専務マーケティング本部長 平成21年3月 同社専務執行役員 平成22年3月 同社代表取締役社長兼サッポロホールディングス(株)常務取締役 平成25年3月 同社相談役 平成26年3月 同社顧問	0株
3	たむら じゅん ※田 村 潤 (昭和25年4月17日生)	昭和48年4月 麒麟麦酒(株)入社 平成7年9月 同社高知支社長 平成16年3月 同社執行役員中部圏統括本部長 平成19年3月 同社常務執行役員営業本部長 平成19年6月 同社代表取締役副社長営業本部長	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	うちやま よしお ※内山 義雄 (昭和34年9月9日生)	平成2年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)国際部入所 平成6年3月 公認会計士登録 平成17年8月 内山公認会計士事務所所長(現任) 平成18年9月 スミダコーポレーション(株)入社 平成24年9月 (株)小松ストアー入社 平成26年4月 (株)キピラ取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※は新任監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 寺坂 史明氏、田村 潤氏、内山 義雄氏は社外監査役候補者であります。
なお、内山 義雄氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員候補者であります。
- (2) 社外監査役候補者とした理由
- ① 寺坂 史明氏は、サッポロビール(株)における経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したためであります。
- ② 田村 潤氏は、麒麟麦酒(株)における経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したためであります。
- ③ 内山 義雄氏は、監査法人における職歴が長く、公認会計士としての専門的な知識・経験と高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断したためであります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役として有能な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者である寺坂 史明氏、田村 潤氏、内山 義雄氏の選任が承認された場合には、寺坂 史明氏、田村 潤氏、内山 義雄氏と当社との間で会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される寺田 徹郎氏、平山等氏、木目田 裕氏、および平成27年8月5日をもって取締役を辞任いたしました新井 哲氏の4氏、ならびに本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される丸山 紘史氏、松田 繁氏、および平成26年12月24日に逝去されました故監査役中條 高德氏の3氏に対し、在任中の功労に報いる為、当社の内規に基づき相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
寺 田 徹 郎 てらだ てつろう	平成21年11月 当社取締役 平成23年8月 当社専務取締役 現在に至る
平 山 等 ひらやま ひとし	平成21年11月 当社取締役 現在に至る
木目田 裕 きめだ ひろし	平成17年11月 当社取締役（社外） 現在に至る
新 井 哲 あらい てつ	平成14年11月 当社取締役 平成27年8月 当社取締役辞任
丸 山 紘 史 まるやま ひろふみ	平成23年11月 当社監査役 現在に至る
松 田 繁 まつだ しげる	平成23年11月 当社監査役（社外） 現在に至る
中 條 高 徳 なかじょう たかのり	平成5年11月 当社監査役（社外） 平成26年12月 逝去

以 上

第44回定時株主総会会場案内図

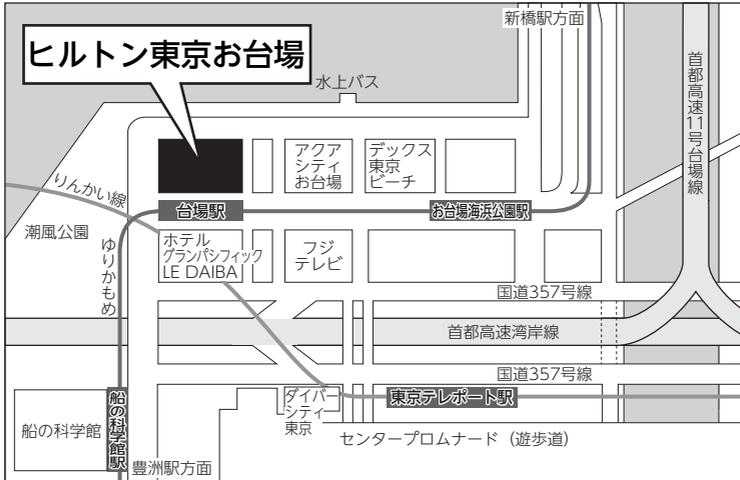
会 場：東京都港区台場一丁目9番1号

ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

交 通：東京臨海新交通ゆりかもめ 台場駅 直結

東京臨海高速鉄道 東京テレポート駅 下車徒歩約10分

<駅周辺図>



<路線図>

